

野田市選挙管理委員会告示第46号

野田市住民投票条例（平成23年野田市条例第18号）第7条の規定による住民投票実施請求に必要な請求資格者の10分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

野田市選挙管理委員会  
委員長 金子憲一

野田市住民投票条例第7条の規定による10分の1の数

12, 812